

## 水道のご使用にあたって

水道のご使用にあたっては、水道の供給規程を定めた「函館市水道事業給水条例」および「函館市水道事業給水条例施行規程」が給水契約の内容となります。あらかじめご了承ください。ご了承ください。(下記リンク先よりご覧いただけます)

・[「函館市水道事業給水条例」](#)

・[「函館市水道事業給水条例施行規程」](#)

なお、ご使用上の主な定めは次のとおりです。

1. 新たに水道をご使用になるとき、またはご使用を中止されるときは、あらかじめ函館市水道お客さまセンターへご連絡ください。なお、インターネットによるお申込みもできます。(条例第 16 条, 第 21 条)
2. 料金は、基本的に 2 ヶ月に一度、お住まいの地域ごとで概ね決められた検針日に水道メーターを検針し、使用水量を計量して請求いたします。(条例第 27～29 条)※料金については、[「水道料金・下水道使用料のご案内\(こちら\)」](#)をご覧ください。
3. お引っ越しなどにより、月の途中で水道のご使用を開始または中止した場合は、その使用日数に応じて基本料金を日割りし、料金を算定します。(条例第 30 条)
4. 水道メーターに異状があったときや漏水などで使用水量が不明なときは、企業局が使用水量を認定して料金を算定します。(条例第 31 条)
5. お使いの水道メーターは、企業局が所有しお客さまへ貸与しているものです。水道のご使用をやめるときなど、企業局にメーターを返納するまでは善良な注意をもってお客さまが管理しなければなりません。お客さまの不注意により、紛失または壊してしまった場合などは弁償していただくこととなります。(条例第 19 条, 第 20

条)※水道メーターは、計量法で定められた有効期限に基づき 8 年で交換します。詳細については、“[水道メーターの取替について\(こちら\)](#)”をご覧ください。

6. 企業局が管理する配水管から分岐した給水装置は、お客さまが所有する財産です。水が汚染されたり漏水することがないように適切に維持管理するとともに、水道メーターのまわりには、検針やメーター交換等に支障となるような物を置かないでください。なお、給水装置の維持管理に伴う修繕等の費用については、原則、お客さまのご負担となります。(条例第 24 条, 第 25 条)
  
7. 料金を指定の期限までにお支払いいただけない場合や、正当な理由なく、水道メーターの検針もしくは給水装置の検査を拒み、または妨げた場合は、やむを得ず給水を停止することがあります。(条例第 38 条)
  
8. 非常災害、水道施設の損傷など、やむを得ない事情により、給水の停止や使用の制限をさせていただくことがあります。(条例第 15 条)